

職 職 一 1 9 4

令和2年6月29日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福一691）」の一部を下記のとおり改正したので、令和2年6月30日以降は、これによってください。

記

別紙第5の様式を次のように改める。

省庁名	職員数	40歳以上	人
		36歳以上40歳未満	人
		35歳	人

I 一般の健康診断

(その1)

健康診断の受診人員等							指導区分及び事後措置								
項目	対象者数	受診 実人員	精 検 対 者	密 査 象 数	精 検 実 施 数	密 査 数	経 視 実 施 数	過 察 数	医療の面		生活規正の面			就 業 禁 止	
									1	2	A	B	C		
									要 医 療	要 観 察	休 暇 又 は 職 休	勤 務 の 軽 減 か つ 時 間 外 勤 務 等 の 制 限	時 間 制		外 等 限
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
一般 定期 健康 診断	肺	肺がん胸部エックス線検査	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		結核胸部エックス線検査	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		喀痰細胞診 <small>かくたん</small>	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	循 環	血压測定	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		血糖検査	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		尿検査(蛋白) <small>たん</small>	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		尿検査(糖)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	器	心電図検査	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		LDLコレステロール検査	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		HDLコレステロール検査	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
中性脂肪検査		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
胃	貧血検査	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	胃部エックス線検査	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	胃内視鏡検査	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
肝臓	肝機能検査	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
大腸	便潜血反応検査	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

一般定期健康診断の所要経費

職員厚生経費	円
共済・その他経費	円
個人負担経費	円

I 一般の健康診断

(その2)

省庁名 _____ 令和 _____ 年度分

健康診断の受診人員、所要経費等									指導区分及び事後措置								
項目	対象者数 人	受診 実人員 人	精 査 対 者 人	密 査 数 人	精 査 実 施 数 人	密 査 実 施 数 人	経 観 実 施 数 人	過 察 実 施 数 人	所要経費			医療の面			就業 禁 止 人		
									職 員 厚 生 経 費 円	共 済 ・ 他 経 費 円	個 人 負 担 経 費 円	1 要 医 療 人	2 要 観 察 人	A 休 暇 又 は 職 休 人		B 勤 務 の 軽 減 か つ 時 間 外 勤 務 等 の 制 限 人	C 時 間 外 等 勤 務 の 制 限 人
臨時 の 健 康 診 断	第21条関係(1)～(8)																
	子宮頸がん検診																
	乳がん検診																
	情報機器健診																
採用時の健康診断																	
非常勤職員の健康診断	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
総合的な健康診査	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
心理的な負担の程度を把握するための検査	()	()	()	()					()	()	()						

職員の総合的な健康診査の受診状況

	受診実人員	重複受診実人員
40歳以上	人	人
36歳以上40歳未満	人	人
35歳	人	人
35歳未満	人	人

保健指導の実施状況

4項目有所見者数	人
精密検査実施数	人
保健指導実施数	人

II 特別の健康診断

省庁名 _____ 令和 ____ 年度分

業務別健康診断の受診人員等				指導区分及び事後措置														
項	目	対象者数 人	受診 実人員 人	受診 延人員 人	精 検 対 者 人	密 査 象 数 人	精 検 実 施 数 人	密 査 数 人	経 観 実 施 数 人	過 察 数 人	医療の面		生活規正の面			就 業 禁 止 人		
											1	2	A	B	C			
											要 医 療 人	要 観 察 人	休 暇 又 は 職 休 人	勤 務 の 軽 減 か つ 時 間 外 勤 務 等 の 制 限 人	時 間 制 制 制 人		外 等 限 人	
特 別 定 期 健 康 診 断	規 則 別 表 第 2 の 業 務	第1号																
		第2号																
		第3号																
		第4号																
		第5号																
		第6号																
		第7号																
		第8号																
		第10号																
		第12号																
		規 則 別 表 第 3 の 業 務	第2号															
			第3号															
	第4号																	
	第5号																	
	第6号																	
	第7号																	
	第8号																	
	配置前の健康診断																	
	非常勤職員の健康診断																	

特別定期健康診断の所要経費

職員厚生経費	円
共済・その他経費	円
個人負担経費	円

配置前の健康診断の所要経費

職員厚生経費	円
共済・その他経費	円
個人負担経費	円

非常勤職員の健康診断の所要経費

職員厚生経費	円
共済・その他経費	円
個人負担経費	円

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別紙第5 定期健康診断等の報告書の様式及び記入要領</p> <p>2 記入要領</p> <p>(略)</p> <p>(一般の健康診断)</p> <p>(1) 「対象者数」の<u>項</u>には、肺のうち肺癌胸部エックス線検査及び^{かくたん}喀痰細胞診並びに胃及び大腸については40歳以上の職員（^{かくたん}喀痰細胞診については医師が必要でないと認める者を、胃については妊娠中の女子職員を、それぞれ除く。）、循環器のうち血糖検査、心電図検査、LDLコレステロール検査、HDLコレステロール検査、中性脂肪検査及び貧血検査並びに肝臓については35歳及び40歳以上の職員の数を入力すること。</p> <p>なお、<u>「一般定期健康診断」の「対象者数」の項の（ ）内には</u>、対象者以外に受診を希望した職</p>	<p>別紙第5 定期健康診断等の報告書の様式及び記入要領</p> <p>2 記入要領</p> <p>(略)</p> <p>(一般の健康診断)</p> <p>(1) 「対象者数」の<u>欄</u>には、肺のうち肺癌胸部エックス線検査及び^{かくたん}喀痰細胞診並びに胃及び大腸については40歳以上の職員（^{かくたん}喀痰細胞診については医師が必要でないと認める者を、胃については妊娠中の女子職員を、それぞれ除く。）、循環器のうち血糖検査、心電図検査、LDLコレステロール検査、HDLコレステロール検査、中性脂肪検査及び貧血検査並びに肝臓については35歳及び40歳以上の職員の数を入力すること。</p> <p>なお、<u>（ ）内には</u>、対象者以外に受診を希望した職員の数を入力すること。</p>

員の数を外数として記入すること。

- (2) 「受診実人員」の項には、検査の対象者で受診した職員について記入すること。

なお、「一般定期健康診断」の「受診実人員」の項の（ ）内には、対象者以外に受診した職員について外数として記入すること。

- (3) 「精密検査対象者数」の項には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断については各健康診断を受診した結果、更に検査が必要と認められた職員の数、「心理的な負担の程度を把握するための検査」については第22条の4関係第11項に定める要件に該当した職員の数、それぞれ記入すること。

なお、「一般定期健康診断」の「精密検査対象者数」の項の（ ）内には、(1)の対象者以外の職員について外数として記入すること。

- (4) 「精密検査実施数」の項には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断については各健康診断を受診した結果

- (2) 「受診実人員」及び「受診延人員」の欄には、検査の対象者で受診した職員について記入すること。

なお、（ ）内には、対象者以外に受診した職員について外数として記入すること。

- (3) 「精密検査対象者数」の欄には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断については各健康診断を受診した結果、更に検査が必要と認められた職員の数、「心理的な負担の程度を把握するための検査」については第22条の4関係第11項に定める要件に該当した職員の数、それぞれ記入すること。

なお、（ ）内には、(1)の対象者以外の職員について外数として記入すること。

- (4) 「精密検査実施数」の欄には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断については各健康診断を受診した結果

、更に必要と認められる検査を受診した職員の数を、「心理的な負担の程度を把握するための検査」については規則第22条の4第4項に規定する面接指導を受けた職員の数を、それぞれ記入すること。

なお、「一般定期健康診断」の「精密検査実施数」の項の（ ）内には、(1)の対象者以外の職員について外数として記入すること。

(5) 「経過観察実施数」の項には、報告年度内に経過観察のため、必要な検査を受診した職員の数を記入すること。

なお、「一般定期健康診断」の「経過観察実施数」の項の（ ）内には、(1)の対象者以外の職員について外数として記入すること。

(6) 「共済・その他経費」の欄又は項には、共済経費（保健経費）からの支出等について記入すること。

(7) 「臨時の健康診断」とは、規則第21条に規定するものをいい、「第21条関係(1)～(8)」の欄には、第21条関係(1)から(8)までに掲げる場合に行う健康診断について

、更に必要と認められる検査を受診した職員の数を、「心理的な負担の程度を把握するための検査」については規則第22条の4に規定する面接指導を受けた職員の数を、それぞれ記入すること。

なお、（ ）内には、(1)の対象者以外の職員について外数として記入すること。

(5) 「経過観察実施数」の欄には、報告年度内に経過観察のため、必要な検査を受診した職員の数を記入すること。

なお、（ ）内には、(1)の対象者以外の職員について外数として記入すること。

(6) 「共済・その他経費」の欄には、共済経費（保健経費）からの支出等について記入すること。

(7) 「臨時の健康診断」とは、規則第21条に規定するものをいい、「第21条関係(1)～(8)」の欄には、第21条関係(1)から(8)までに掲げる場合に行う健康診断について

、その他の欄には、子宮頸がん検診、乳がん検診、情報機器健診等、各省各庁において実施したものについて個別に記入すること。

(8) (略)

(9) 「非常勤職員の健康診断」の欄には、規則第20条第2項第1号に掲げる一般定期健康診断に関し、規則別表第3に掲げる業務に6月を超えて従事する非常勤職員（国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。(10)において同じ。)及び第19条及び第20条関係第3項(2)に掲げる非常勤職員について記入すること。

なお、()内には、当該健康診断に関し、これらの非常勤職員以外の非常勤職員について外数として記入すること。

(10)・(11) (略)

(12) 「重複受診実人員」の項には、一般定期健康診断と総合的な健康診査のいずれも受診した職員の数
を記入すること。

(13) (略)

、その他の欄には、子宮頸がん検診、乳がん検診、VDT健診等、各省各庁において実施したものについて個別に記入すること。

(8) (略)

(9) 「非常勤職員の健康診断」の欄には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断に関し、規則別表第3に掲げる業務に6月を超えて従事する非常勤職員（国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。(10)において同じ。)及び第19条及び第20条関係第3項(2)に掲げる非常勤職員について記入すること。

なお、()内には、当該健康診断に関し、これらの非常勤職員以外の非常勤職員について外数として記入すること。

(10)・(11) (略)

(12) 「重複受診実人員」の欄には、一般定期健康診断と総合的な健康診査のいずれも受診した職員の数
を記入すること。

(13) (略)

(特別の健康診断)

(1) 「受診実人員」及び「受診延人員」の項には、検査の対象者で受診した職員について記入すること。

(2)～(5) (略)

(指導区分及び事後措置)

(1) (略)

(2) 「医療の面」、「生活規正の面」及び「就業禁止」の項には、それぞれの指導区分及び事後措置に応じて該当欄に記入すること。この場合において、「臨時の健康診断」及び「採用時の健康診断」以外の欄については、規則第22条第2項の規定により職員が総合的な健康診査で受けた検査をもって規則第20条の健康診断における検査に代えたもの(この(2)において「総合健診による検査」という。)以外の検査の結果によって指導区分の決定若しくは変更又は事後措置を受けた職員の数_を該当欄の左欄に、総合健診による検査の結果によって指導区分の決定若しくは変更又は事後措置を受けた職員の数_を該当欄の右欄に記入す

(特別の健康診断)

(新設)

(1)～(4) (略)

(指導区分及び事後措置)

(1) (略)

(2) 「指導区分(医療の面)」及び「勤務上の措置」の欄には、それぞれの指導区分及び事後措置に応じて該当欄に記入すること。

<p><u>ること。</u></p>	
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>(4) 「<u>休暇又は休職</u>」の項には、<u>規則別表第4の指導区分欄の「生活規正の面A」の指導区分の決定又は変更を受けて事後措置がとられた職員の数</u>を、「<u>勤務の軽減かつ時間外勤務等の制限</u>」の項には、<u>同欄の「生活規正の面B」の指導区分の決定又は変更を受けて職務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）による勤務時間の短縮等の方法により勤務が軽減され、かつ、時間外勤務等の制限を受けた職員の数</u>を、「<u>時間外勤務等の制限</u>」の項には、<u>同欄の「生活規正の面C」の指導区分の決定又は変更を受けて事後措置がとられた職員の数</u>を、それぞれ記入すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(5) 「<u>就業禁止</u>」の項には、<u>規則第24条第2項の規定による就業の禁止が行われた職員の数</u>を記入すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(6) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>

以 上